



所長弁護士 村上和也

10周年のご挨拶

謹啓

季夏の候、ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。
守口門真総合法律事務所 所長弁護士の村上和也でございます。
さて、私はこの度、弁護士登録10周年を迎えることとなりました。これもひとえに皆様のご支援、ご愛顧の賜物と厚く感謝いたしております。

平成20年に守口市で独立開業し、当初はゼロであった顧問先も、今では多くのご依頼者様からの信頼を得て、個人及び法人を合わせて約40件の顧問契約を締結させていただくまでに成長することができました。そのような中で常時かつ迅速な法的サービスをご提供し、私が弁護士として最も重要なことだと考える「依頼者にとってより良い事件解決を目指すことに尽力する」という事務所理念に到達できたことを、大変幸せに感じております。

この日を迎えるに至るまでは、平成15年に司法試験に合格し、母校同志社大学での法職講座の講師・司法修習を経て、平成19年に弁護士登録しましたが、振り返ればアルバイトをしながらの司法浪人時代の数年間は精神的、肉体的、経済的にとてもきつい思いをしました。しかし、その辛い経験の分忍耐力が培われ、そして家族や周りの人たちからの多くの励ましあは、私に優しさに気づくことのできる感受性を与えてくれたのではないかと思っております。

10周年を迎えるにあたり、これから当事務所が果たすべき役割・使命は、「近隣の中小企業の法的サポート」「地域の個人の皆様の法的サポート」「高齢化社会の受け皿となるサポート」この3つではないかと考えました。

その役割・使命を果たすべく、所員一丸となりこれまで以上に地域に必要とされる事務所で有り続けられるよう努めて参る所存です。引き続き当事務所をよろしくお願ひ申し上げます。

謹白

平成28年8月吉日



遺言書の種類・方式

不要な相続争いを回避するため、あるいは希望に合わせた遺産分けをするために活用される遺言ですが、民法では、遺言に関して、その種類および方式が明確に規定されています。今回の法律コラムでは、遺言書の種類・方式について説明します。

1 普通方式遺言

遺言を大きく分けると「普通方式遺言」と「特別方式遺言」に分けられます。

普通方式遺言には「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。

①自筆証書遺言（民968条）

自筆証書遺言は、遺言者が全文・日付・氏名を直筆し、捺印して作成します。

紙と筆記具があれば作成可能で、用紙の制限はなく、筆記具もボールペン・万年筆など自由に使用して差し支えありません。

<自筆証書遺言のメリット>

- ・費用がかからず、手軽に作成できる
- ・1人で作成するので、内容が漏れることがない
- ・法定の方式に従っていないと無効になるおそれがある
- ・遺言の存在をどのように遺族に知らせるかが問題になる
- ・紛失のおそれがある

②公正証書遺言（民969条）

公正証書遺言は、原則として遺言者本人が公証役場に出向き、証人2人以上の立会いのもとで、遺

言内容を口述し、公証人が筆記して作成します。原本は公証役場で保管してもらいます。

<公正証書遺言のメリット>

- ・公証人により方式・内容のチェックを受けるので、無効になるおそれがない
- ・家庭裁判所の検認が不要
- ・公証役場で原本が保管されているので、紛失のおそれがない

<公正証書遺言のデメリット>

- ・費用がかかる
- ・証人2人以上の立ち合いが必要となる

③秘密証書遺言（民970条）

秘密証書遺言は、公正証書遺言と同じく、公証役場で作成します。

遺言者は、遺言書に署名・捺印をして封印し、公証人役場に持参し、公証人1人、証人2人以上の前に封をした遺言書を提出します。

作成した秘密証書遺言は、公証役場で保管もらうことができます。

秘密証書遺言は、自筆証書遺言に比べ、紛失のおそれなく、遺言書の存在を遺族に知らせることができます。一方で、作成に手間と費用がかかる上、自筆証書遺言と同様、方式に従っていないと無効になるおそれがあります。

2 特別方式遺言（民976条～983条）

特別方式遺言には、死亡危急者遺言・伝染病隔離者遺言・在船者遺言・船舶避難者遺言の4種類があります。いずれも普通方式遺言が困難な特殊な状況でのみ認められており、方式の要件が緩和されています。いずれにしても緊急事態に遺言を残すのは困難なことですから、日常の生活の落ち着いた状態で、遺言内容をしっかり考え、専門家に相談しながら作成するのがよいでしょう。



□電車でお越しの方

- ・京阪電車「守口市駅」西出口（南側）より徒歩1分
- ・地下鉄谷町線「守口駅」3番出口より徒歩8分

□お車でお越しの方

- ・ビルには駐車場がございませんので、近隣有料駐車場をご利用ください。



守口門真総合法律事務所

〒570-0056 大阪府守口市寺内町2丁目7番27号
富士火災守口ビル5階

TEL 06-6997-7171

守口門真総合法律事務所

<http://murakami-law.org/>